

ACフットロ会員規約

《総則》

§ 第1条【会員】

- 1) 会員とは、本規約を承認の上、クラブに「入会申込書」を提出し、クラブが入会を認めた者とする。
- 2) 傷害保険が適用されない者の入会は認められない。
- 3) 入会希望者は、クラブが斡旋するスポーツ傷害保険に加入するか、個人が加入している保険が適用されることを証明しなければならない。
- 4) 会員は退会するまでその資格を継続できる。
- 5) 「入会申込書」記載内容に変更があった場合、所定の「登録内容変更願」を提出しなければならない。

§ 第2条【会員の対象】

- 1) 保護者の同意を得た満18歳未満（高校生以下）の者。
- 2) 満年齢18歳以上の者。
- 3) 健康状態に問題がなく、医師等により運動を禁じられていない者。（妊娠中は要相談）

§ 第3条【会員の種類】

- 1) 個人会員：個人で単独の種目又はコースに入会された会員
- 2) Family 会員
 - ①個人で複数種目に入会した会員
 - ②現会員の親類で、クラブが認めた者

§ 第4条【入会金及び会費など】

- 1) 会員は、別に定める入会金及び会費等を納入しなければならない。
- 2) 会費の納入は、「入会申込書」提出月から「退会届」提出月までとする。
- 3) 納入の方法については、事務局の指示するものとする。

§ 第5条【退会】

クラブを退会する者は所定の「退会届」をクラブに提出しなければならない。また、その手続きは以下の手順で行われる。

- 1) 退会を希望する会員は、当月20日までにクラブへ申し出る。
- 2) 退会日をクラブと相談の上決定し、所定の「退会届」を受け取る。
- 3) 当月末までに「退会届」を提出する。

§ 第 6 条 【除名】

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、クラブはその会員を除名することができる。

- 1) 会員規約を守れなかったとき
- 2) 会場の利用規約を守れなかったとき
- 3) 会費を 2 ヶ月以上滞納したとき
- 4) 反社会的行為を行い、処罰を受けたとき
- 5) クラブの名誉を傷つけ、また目的に反する行為をしたとき

§ 第 7 条 【入会金・会費等の不返還】

前第 5 条から 6 条が適用された場合、すでに納入された入会金、会費及び拋出金品は返還しない。

§ 第 8 条 【個人情報の収集・保有・利用】

クラブは、活動目的の為、会員等の氏名、住所、電話番号、緊急時の連絡先、E-Mail アドレス、会員が入会時に届けた事項の情報を、必要な保護措置を講じた上で、収集、利用する。

§ 第 9 条 【個人情報の開示、訂正、利用】

会員は、クラブに対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。万一、個人情報の内容に事実でないことが判明した場合、クラブは速やかに訂正又は解除に応じる。

§ 第 10 条 【その他承認事項】

クラブは、会員の事前の同意を得ることなく、会員規約の一部もしくは全部を変更することがある。会員規約を変更したときは、クラブは会員に対しその内容を通知する。変更同意できない会員は、第 5 条の手続きを取るにより、クラブを退会できる。ただし、変更通知以後に活動した会員と通知の日から 1 週間以内に退会の手続きを取らなかった会員は、当該変更を承諾したものとする。

《サッカー》

§ 第 11 条【目的】

特定非営利活動法人 A C フットボール(以下クラブ)は、サッカーを通してスポーツの正しい理解と実践、世界に通じる国際人としての青少年の健全育成、サッカーのプログラムを企画・支援する事業を行い、誇りある地域コミュニティづくりに貢献する。

§ 第 12 条【会員のカテゴリー】

1) 小学生サッカースクール会員

- ①小学 1 年生以上、小学 6 年生以下。
- ②国籍、性別、協会の各種チームの登録は問わない。

2) 小学生チーム FUTURO 会員

- ①小学 3 年生以上、小学 6 年生以下。
- ②国籍、性別、協会の各種チームの登録は問わない。

3) 中学生サッカースクール会員

- ①中学 1 年生以上、中学 3 年生以下。
- ②国籍、性別、協会の各種チームの登録は問わない。

4) ユース U-18 会員

- ①満 18 歳以下の男子。
- ②国籍は問わない。
- ③日本サッカー協会の各種チームのいずれにも登録していない者。

§ 第 13 条【用具費等】

指定された用具、クラブが主催するキャンプ・遠征の費用(交通費・宿泊費等を含む)は会員の負担とする。

§ 第 14 条【会員の解除権】

会員は、以下に定める取消料を支払うことにより、クラブが主催するキャンプ及び遠征などの参加を解除することができる。

1) 取消料は取扱業者の規定に準ずる。

2) 取扱業者の規定がない場合、以下の規定に準じて取消料を徴収する。

- ①実施開始日の前日から起算して、さかのぼって 40 日目以降 30 日目にあたる日まで

[取消料：参加費用の 10%]

- ②実施開始日の前日から起算して、さかのぼって 30 日目以降 3 日目にあたる日まで

[取消料：参加費用の 20%]

- ③実施開始日の前々日及び前日

[取消料：参加費用の 50%]

- ④実施当日の解除、無連絡による不参加及び実施開始後

[取消料：参加費用の 100%]

《ヨガ》

§ 第 15 条【目的】

特定非営利活動法人 A C フツーロ(以下クラブ)は、ヨガを通して健康の増進に関するプログラムの企画・支援に関する事業を行い、誇りある地域コミュニティづくりに貢献する。

§ 第 16 条【会員のカテゴリー】

1) ヨガ教室会員

- ① 満 16 歳以上の者。
- ② 性別、年齢は問わない。

《スポーツダンス》

§ 第 17 条【目的】

特定非営利活動法人 A C フツーロ(以下クラブ)は、ダンスを通して健康の増進に関するプログラムの企画・支援に関する事業を行い、誇りある地域コミュニティづくりに貢献する。

§ 第 18 条【会員のカテゴリー】

1) アットホーム会員

- ① 小学 5 年生～中学 3 年生及びその保護者。
- ② 性別は問わない。

2) パフォーマンス会員

- ① 満 16 歳以上の者。
- ② 性別は問わない。